

水質試験検査報告書

依頼日 平成26年04月25日

水道法第20条第3項厚生労働大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号

株式会社 江東微生物研究所
本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所：東京支所

電話：(03)3671-5941

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2345-1

電話番号 04996-2-1121

依頼社名	東京都八丈町役場			事業種別			
施設名				検体名	給水		
採水場所	No.1 永郷管末ドレン(寺山・旧八戸浄水場系高区管末)			水源			
採水日	平成26年4月25日	11:40	採水者	佐々木	残留塩素	0.2 mg/l	
天候	前日		気温				
	当日		水温		採水区分	他社	持込区分
試験項目	試験結果	基準値	試験項目	試験結果	基準値		
1 一般細菌	0 個/ml	100個/ml以下	27 総トリハロメタン	0.007 mg/l	0.1mg/l以下		
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	28 トリクロロ酢酸	0.02 mg/l未満	0.2mg/l以下		
3 カドミウム及びその化合物		0.003mg/l以下	29 ブロモジクロロメタン	0.001 mg/l未満	0.03mg/l以下		
4 水銀及びその化合物		0.0005mg/l以下	30 ブロモホルム	0.005 mg/l	0.09mg/l以下		
5 セレン及びその化合物		0.01mg/l以下	31 ホルムアルデヒド	0.008 mg/l未満	0.08mg/l以下		
6 鉛及びその化合物		0.01mg/l以下	32 亜鉛及びその化合物		1mg/l以下		
7 ヒ素及びその化合物		0.01mg/l以下	33 アルミニウム及びその化合物		0.2mg/l以下		
8 六価クロム化合物		0.05mg/l以下	34 鉄及びその化合物		0.3mg/l以下		
9 亜硝酸態窒素	0.004 mg/l未満	0.04mg/l以下	35 銅及びその化合物		1mg/l以下		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/l未満	0.01mg/l以下	36 ナトリウム及びその化合物		200mg/l以下		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/l以下	37 マンガン及びその化合物		0.05mg/l以下		
12 フッ素及びその化合物		0.8mg/l以下	38 塩化物イオン	31.9 mg/l	200mg/l以下		
13 砒素及びその化合物		1mg/l以下	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300mg/l以下		
14 四塩化炭素		0.002mg/l以下	40 蒸発残留物		500mg/l以下		
15 1,4-ジオキサン		0.05mg/l以下	41 陰イオン界面活性剤		0.2mg/l以下		
16 1,1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/l以下	42 ジェオスミン		0.0001mg/l以下		
17 ジクロロメタン		0.02mg/l以下	43 2-メチルイソボルネオール		0.0001mg/l以下		
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/l以下	44 非イオン界面活性剤		0.02mg/l以下		
19 トリクロロエチレン		0.01mg/l以下	45 フェノール類		0.005mg/l以下		
20 ベンゼン		0.01mg/l以下	46 有機物(TOC)	0.3 mg/l未満	3mg/l以下		
21 塩素酸	0.06 mg/l未満	0.6mg/l以下	47 pH値	8.0	5.8 ~ 8.6		
22 クロロ酢酸	0.002 mg/l未満	0.02mg/l以下	48 味	異常なし	異常でないこと		
23 クロロホルム	0.001 mg/l未満	0.06mg/l以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと		
24 ジクロロ酢酸	0.004 mg/l未満	0.04mg/l以下	50 色度	0.5 度未満	5度以下		
25 ジブromクロロメタン	0.002 mg/l	0.1mg/l以下	51 濁度	0.1 度未満	2度以下		
26 臭素酸	0.003 mg/l	0.01mg/l以下	52				
判定	適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。						
備考							
試験期間	平成26年4月25日 ~ 平成26年5月2日			水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は			
検査責任者	センター長 大湊 克己			平成15年厚生労働省告示第261号によります。			